

IV 施策の展開

基本目標 1 DVを許さない社会づくりの推進

現状と課題

- ・DV防止のためには、全ての県民がDVについて正しく理解することが重要であり、DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育・啓発の取組を強化する必要があります。
- ・DVは、身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力など様々な形態があることや、被害者が加害者の精神的支配下に置かれやすいという特性について、あらゆる世代の県民に対し更なる啓発を行い、理解を深めることが重要です。また、DVについての認識を深めることにより、加害予防教育にもつながります。
- ・SNSの普及に伴い、若年層においてデートDVや性暴力による被害が多く発生している状況を受け、学校教育において子どもの発達段階に合わせた低年齢層からの被害・加害予防教育はもとより、すべての基本となる人権の尊重に関する教育の更なる推進が必要です。

施策の展開(1) 県民への啓発の推進

《今後の方向性》

① DV防止に向けた啓発の強化充実

- ・DVについて県民の正しい理解を促進するため、広報誌やホームページ、SNS等を活用した周知広報や啓発パンフレット等の作成・配布、出張セミナーや講演会の実施等様々な手法を用いた効果的な啓発を行います。
- ・DVについての教育・啓発に当たり、市町や関係機関、民間支援団体と連携しながら、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において、幅広い普及・啓発に取り組みます。
- ・DVが人としての尊厳に対する重大な人権侵害であることについて県民の理解が進むよう、ジェンダー平等の視点からの啓発を行います。

② 女性への暴力をなくす運動期間における集中的な啓発

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日～11月25日）を中心に、女性への暴力を考える講演会を実施するほか、パープルリボンに係る啓発資材の作成・配布、メディアの活用による啓発を集中的に行います。

③ DV被害者等地域支援サポーターによる啓発の推進

- ・DVについて広く周知を図るため、DV被害者等地域支援サポーター※（以下「DVサポーター」という。）による身近な地域での普及啓発活動を推進します。
- ・市町等に対し啓発イベント等におけるDVサポーターの活用について働きかけます。
- ・DVサポーターの活動に必要なスキルアップのための研修を実施します。

※「DV被害者等地域支援サポーター」

県が実施した地域支援サポーター養成講座の修了者のうち、サポーターとして登録したボランティアのこと。DVサポーターは、地域におけるDVの防止や被害者支援に関する普及啓発活動及び県や市町等が実施する啓発活動の支援の補助を行う役割を担っています。（平成30（2018）年度から設置）

④ 加害予防の意識啓発

- ・DVに関する正しい理解を進めることで加害予防にも繋がるよう、関係機関等と連携しながら、出張セミナーや講演会等を実施します。
- ・子どもの目前でDVが行われることは、児童虐待に当たることについて啓発に努めます。

⑤ 外国人、障害者等に対する広報

- ・外国人に対して、公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携により、言語面に配慮した広報を実施します。
- ・障害者や高齢者に対して、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と連携して広報に努めます。

施策の展開(2) 若年層への教育・啓発の充実

《今後の方針性》

① 人権尊重・男女平等の教育の推進

- ・自己の尊厳を大切にし、互いの人権を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観や正義感などの豊かな人間性を育む教育、男女平等に対する理解を深める教育、性に関する教育を、保育施設や学校等において、発達段階や年齢に応じて効果的に実施します。
- ・地域や家庭において男女共同参画に関する正しい知識と理解が深まるよう、とちぎ男女共同参画センターで出張セミナーを実施します。

② 教職員のための研修の充実

- ・教育委員会と連携し、男女の人権の尊重に関する理解を深められるよう、様々な機会を活用して研修を実施し、指導者としての資質の向上に努めます。また、デートDVや低年齢化する性暴力被害の防止のため、有識者や民間支援団体などのスタッフを講師とした研修会を実施します。

③ デートDV及び性暴力防止等の啓発の充実

- ・学校等において、学生や生徒を対象に、デートDV*や性犯罪・性暴力に繋がる様々な問題に関する出張セミナーの実施や学習資料及び啓発資材の配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。
- ・若年層のデートDVや性暴力による被害防止のため、義務教育段階における予防教育の実施について市町に働きかけを行います。

※デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者の一方から他方に対して繰り返される暴力のことです。暴力には、身体的、精神的、経済的及び性的暴力等があります。

施策の展開(3) 調査研究等の推進

《今後の方針性》

① DVに関する調査研究及び情報収集の実施

- ・DV防止や被害者支援に関する国等の調査・研究の情報を収集し、施策等の立案に活用するとともに、市町、関係機関等へ情報提供を行います。

② 加害者プログラムに係る情報収集

- ・国の検討会等が実施する加害者対策に関する調査研究に関する情報を収集し、市町、関係機関へ提供します。

基本目標2 DV被害者支援対策の充実

基本目標2－1 相談支援体制の充実

現状と課題

- ・県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、長引く新型コロナウィルス感染症の影響等から生じる生活不安やストレスにより、全国同様増加傾向にあり、DV被害の潜在化、深刻化が懸念されています。
- ・配偶者から何らかの暴力の被害があったにもかかわらず、どこにも相談しなかった人の割合が約5割となっており、「相談するほどのことでもない」との理由が最も多い状況でした。
- ・DVは家庭内で行われることが多く、発見や通報は容易ではないため、被害者が相談の機会を逸さないよう、地域において被害者を発見しやすい立場にある関係機関等との連携強化が必要です。
- ・被害者自身が身近な場所で相談が可能となるよう環境整備に努めるとともに、相談機関や支援制度等について様々な場面で情報が得られるよう周知の強化が重要です。
- ・被害者が抱える問題は複雑・多様化しており、各相談機関で被害者への支援に関わる相談員等の職務関係者が適切に職務を行えるよう専門性の向上が必要です。また、職務関係者自身の「代理受傷」や「バーンアウト状態」の防止に向けたメンタルヘルスケアを行うことも重要です。

施策の展開(1) 早期発見・通報等の取組の充実

《今後の方向性》

① 医療機関、民生委員・児童委員等への啓発

- ・被害者の早期発見や関係機関への通報、支援情報の提供等、適切な対応が図られるよう医療関係者や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、人権擁護委員等に対して、DV対策に関するリーフレットの配付や出張セミナーを実施します。
- ・子どもの様子からDVが発見されることがあるため、保育施設や学校等の教職員をはじめとした子どもに関わる様々な立場の関係者に対して、関係機関と連携して啓発・研修を実施します。
- ・地域において被害者の発見・通報や啓発に協力可能な新たな機関等の掘り起こしを行い、働きかけを行います。

② 相談窓口の周知

- ・国や県内のDV相談窓口について、市町や関係機関と連携しながらホームページやリーフレット等を活用し、広く周知を図ります。
- ・相談窓口案内カード等の啓発資材を、公共施設等の被害者の目にとまりやすい場所に設置し周知を図ります。

施策の展開(2) 相談窓口の充実

《今後の方向性》

① とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実

- ・複雑・多様化する相談に適切に対応するため、引き続き婦人相談員等による女性及び男性のための個別相談、配偶者暴力相談を実施するとともに、弁護士及び医師等による専

門相談などそれぞれのニーズに応じた相談を実施します。また、その他専門的な対応を要する相談については、適切な相談機関を案内します。

- ・外国人からの相談について、きめ細かな相談支援ができるよう文化や生活習慣の違い等に関する研修を受講するなど相談員等の理解を深めます。また、公益財団法人栃木県国際交流協会と連携し、被害者の状況に応じて通訳の確保を行い、母国語による相談ができるよう努めます。
- ・障害者や高齢者からの相談について、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と十分に連携し対応します。

② 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の整備

- ・市町は住民に最も身近な行政機関であることから、配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けて情報提供を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センターを設置しようとする市町に対し、設置の際の手続の支援や、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供などを行います。
- ・市町における相談体制の充実のため、職務担当者の資質向上に向けた研修等を実施するとともに、国や関係機関等が主催する研修会等に関する情報提供を行います。

③ 警察における相談環境の整備

- ・被害者の意向を踏まえた上で、加害者の検挙又は加害者に対する指導警告を行います。また、再被害防止のための自衛手段や保護命令制度等の教示、被害防止交渉を行う場として警察施設の利用など各種援助を行います。
- ・専門的知識を習得した職員による対応や加害者と遭遇しない措置など、被害者の視点に立った相談環境の整備に努めます。
- ・被害者の状況を踏まえた対応が行えるよう、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所等関係機関と会議や連絡等を通じた共通認識の醸成を行うなど、連携強化を図ります。

④ 民間支援団体の相談窓口との連携

- ・様々な困難を抱える被害者の状況に応じたきめ細かな相談支援が行えるよう、被害者支援に係る豊富な経験を有する民間支援団体と連携を図ります。

⑤ 性暴力等に関わる相談への対応

- ・性暴力・性犯罪被害者等からの相談については専門的な対応が必要なことから、とちぎ性暴力被害者サポートセンターへの紹介など、専門機関と連携した支援を行います。

施策の展開(3) 職務関係者の資質の向上

《今後の方向性》

① 相談員等の専門性向上の研修の強化

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務を行う相談員等に対し、経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。
- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けて、国、県、関係機関等の研修に関する情報を収集し、相談員等に提供します。
- ・警察において被害者からの相談等に適切に対応できるよう、警察学校や職場において、階層や分野に応じた各種研修の実施により職員の資質向上に努めます。

② 二次的被害防止のための職務関係者に対する研修の実施

- ・とちぎ男女共同参画センター、市町、警察等において、相談窓口や各種支援制度の受付窓口など被害者と接する可能性がある職務関係者に対し、各機関の会議や研修会を活用し、DVの特性、二次的被害※防止のための配慮すべき事項、被害者に関する情報の保護等について研修を行います。

※ 二次的被害

相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により、心ない対応を受けることで、被害者が再び傷つくことをいいます。

③ 相談員等のメンタルヘルスケアの充実

- ・相談員等の「代理受傷」※¹や「バーンアウト（燃え尽き）状態」※²などの精神的負担を軽減するため、メンタルヘルスケアに係る研修内容の充実を図るとともに、DV相談対応機関の管理者を対象とした相談員等の心理的ケアに関する研修等を実施します。

※1 代理受傷

被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。

※2 バーンアウト（燃え尽き）状態

被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

基本目標2－2

保護体制の充実

現状と課題

- ・被害者は加害者の目を逃れ、一刻を争う状況で保護を求めることがほとんどであり、支援者には的確な判断が求められます。
- ・とちぎ男女共同参画センターでは、休日、夜間を問わず24時間体制で一時保護に対応しており、引き続き、安全・迅速に入所できるよう、市町や警察等の関係機関と緊密に連携を図りながら対応する必要があります。
- ・一時保護の受け入れに当たっては、一時保護所への入所のほか、民間支援団体への一時保護委託の活用により、それぞれの被害者の状況に応じた柔軟な対応が必要です。
- ・一時保護期間中入所者が安心して生活し、心身の安定が図られ次のステップへつながるようになるためには、専門職により適時適切な支援を行う必要があります。
- ・外国人、障害者、高齢者等の保護や入所者の同伴児への対応にあたっては、市町や関係機関等と連携したきめ細かな配慮が必要です。

施策の展開(1) 安全・安心な一時保護の実施

《今後の方向性》

① 一時保護の迅速かつ的確な実施

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、警察や市町等と連携しながら、被害者の安全確保を優先した迅速かつ的確な一時保護を実施します。
- ・被害者や同伴児等の入所者が安心して入所できるよう、一時保護所の不審者対策や感染症防止対策の徹底を図ります。
- ・一時保護所入所時に、入所中の生活や支援の方法について丁寧な説明を行うとともに、自立に向けて必要となる法的手続きや活用可能な制度に関する情報を提供することにより、被害者の不安軽減に努めます。

② 一人ひとりに寄り添った保護の充実

- ・被害者の意思を尊重した自立支援を行うため、本人の意向を確認しながら市町などの関係機関と調整を行い、支援方針を検討します。
- ・被害者の退所後も専門的な支援を必要とする被害者については、とちぎ男女共同参画センターにおいて相談に応じることや、プライバシーに配慮の上、市町の相談窓口等関係機関に引き継ぐなど、被害者への切れ目のない支援に努めます。

③ 一時保護委託の活用

- ・被害者本人の事情や意向、同伴児の有無の状況等に応じて柔軟に対応できるよう、民間支援団体の施設を活用した一時保護委託を実施します。

施策の展開(2) 一時保護期間の支援の充実

《今後の方向性》

① 心身のケアの充実

- ・一時保護所において、入所者に対し、心理判定員による心理判定や心理教育を実施する

とともに、保健指導員による健康衛生支援を実施します。

- ・一時保護所における心理面接や健康面接の結果、必要に応じて、嘱託医などの適切な医療機関への受診を勧めるなど、医学的ケアの充実に努めます。
- ・入所者の心身の状況等に応じて、一時保護期間の延長を行うなど柔軟に対応することにより、心身のケアに努めます。

② 同伴児への支援

- ・被害者の同伴児に対し、保育業務員による保育や学習指導員による学習面のサポートを実施します。
- ・中学生以上の同伴男児がいる場合は、民間支援団体の特性を踏まえた一時保護業務委託を行うほか、児童相談所と協力して対応します。
- ・DVと児童虐待が密接な関係にあることから、同伴児の状況に応じて、児童相談所と連携した対応を行います。

③ 外国人等への配慮

- ・被害者が外国人である場合は、きめ細かな支援ができるよう文化や生活習慣の違い等に関する研修の受講などにより相談員等の理解を深めます。また、公益財団法人栃木県国際交流協会と連携し、被害者の状況に応じて通訳の確保を行い、母国語による支援ができるよう努めます。さらに、国の機関等と連携しながら、在留資格取得や帰国への対応等適切な保護や円滑な支援に努めます。(一部再掲)
- ・被害者が障害者や高齢者の場合は、医療・福祉機関、健康福祉センター、精神保健福祉センター、障害者総合相談所、地域包括支援センター、市町等と連携して適切な保護や支援に努めます。

基本目標2－3

自立支援の充実

現状と課題

- ・被害者が一時保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その解決のためには、関係機関と認識を共有し、連携を図りながら支援を行う必要があります。
- ・被害者は、繰り返される暴力の中でP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることもあります。加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となつてからも、心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあることから、必要に応じて関係機関・医療機関と連携し、継続的な心理的ケアを行う必要があります。
- ・一時保護所等の退所後も、被害者の安全・安心が確保された上で、こころの回復支援や生活支援が途切れぬよう関係機関等への引継ぎを行うなど連携した対応を行う必要があります。
- ・経済的理由等様々な事情により加害者から逃げずに生活を続ける被害者に対する精神的なサポートなど、新たな支援ニーズへの対応が必要です。

施策の展開(1) 生活再建に向けた支援

《今後の方向性》

① 就業促進のための支援

- ・被害者の自立に向け、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図りながら、配偶者暴力相談支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、福祉事務所、とちぎジョブモールにおいて、就業活動に必要な情報の提供等の支援を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、入所者に対し、社会福祉施設職業指導員による就職に関する情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて同行支援を行います。

② 公営住宅の優先入居制度等の活用

- ・被害者の住宅の確保に向け、県営住宅への優先入居制度を実施するとともに、市町営住宅の優先入居制度の未実施市町に対し、導入事例等の情報提供を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、公営住宅への優先入居制度活用時に必要な証明書を発行します。
- ・住宅確保要配慮者である被害者が活用可能な制度について、市町や関係機関等に対し周知を行います。

③ くらしの安定に向けた支援

- ・被害者が地域において安心して生活できるよう、生活困窮に関する相談、生活保護の申請や健康保険や年金の加入、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付請求の制限措置、住民票の分離等円滑な手続に向けた助言を行うとともに、手続に必要な各種証明書を発行します。
- ・児童扶養手当制度等の各種支援制度や法テラスの法律相談窓口の案内等の情報提供を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、法律相談やD V法律相談を実施します。
- ・一時保護退所後に生活する市町において、各種福祉施策や同伴児の就学・入園、公営住宅の入居等、被害者の自立支援に関する各種手続が迅速かつ円滑に進み、きめ細かな支援が行われるよう関係市町等との調整を図ります。
- ・くらしの安定のために必要となる当面の生活資金が確保できるよう、各種貸付制度等に関する情報提供と活用について助言等を行います。

④ 福祉施設等への入所の調整

- ・一時保護所退所後も引き続き保護や自立支援が必要な被害者に対し、関係機関と調整しながら、婦人保護施設や民間支援団体のステップハウス等への入所を図ります。

施策の展開(2) 自立に向けた中長期的な支援

《今後の方向性》

① 民間支援団体と連携した自立支援

- ・一時保護所を退所した被害者等に対し、民間支援団体と連携し、各種相談、行政手続や裁判手続への支援や同行、日常生活に係る支援などを行い、被害者の心身の負担軽減や権利擁護がなされるよう、自立に向けたきめ細かな支援を継続的に行います。

施策の展開(3) こころの回復支援

《今後の方向性》

① 被害者等へのメンタルヘルスケアの実施

- ・一時保護所を退所した被害者やその同伴児の状況に応じて、精神保健福祉センターやちぎ性暴力被害者サポートセンター、児童相談所、健康福祉センター、市町等と連携しながら、それぞれの専門性や機能を活かした精神的なケアを実施します。

② 地域生活における被害者への継続的なケアの実施

- ・「逃げられない」又は「逃げない」被害者を含め、被害者が精神的な安定を維持しながら、地域で自立した生活を送れるよう、民間支援団体と連携した継続的な精神的ケアを実施するとともに、被害者の生活環境に応じて相談機関や医療機関等の情報を提供します。
- ・民間団体が実施する女性に対する心理的ケアを行うための講座について情報提供を行います。

施策の展開(4) 保護命令制度の活用

《今後の方向性》

① 保護命令制度活用に向けた支援

- ・警察、配偶者暴力相談支援センター等は、被害者に対し、保護命令制度を適切に教示するほか、連携して保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。

② 保護命令発令後の安全確保

- ・保護命令決定通知を受けた警察において、関係機関と連携しながら被害者や親族等の安全を確保します。

③ 市町における配偶者暴力相談支援センターの設置促進【再掲】

- ・より身近なところで保護命令の手続を行えるよう、市町へ配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた情報提供や助言等を実施します。

基本目標3 DV対策の推進体制の充実

現状と課題

- ・被害者が抱える問題は複雑・多様化しており、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行うためには、一つの機関のみでの対応は困難なことから、様々な関係機関や民間支援団体との連携が必要です。
- ・被害者に対する切れ目のない支援を適切かつ効果的に行うためには、とちぎ男女共同参画センターがDV対策の中核的・専門的機関としてその機能を發揮し、市町や関係機関と共に認識を持ちながら、相談、保護、自立支援の各段階においてさらなる連携強化に努めることが必要です。
- ・被害者が加害者による心理的支配のもと、被害者自身が児童虐待の加害者となったり、子どもへの虐待を阻止できない状況下に置かれたりすること、また、子どもの面前でDVが行われることが心理的虐待となるなど、DVと児童虐待が同時に発生していることを背景に、一方の被害を端緒として潜在化した被害の発見につながることがあるため、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化に取り組むことが重要です。
- ・被害者から相談や支援に対する苦情の申出を受けた際の適切で迅速な対応に引き続き努めていく必要があります。

施策の展開(1) とちぎ男女共同参画センターの機能の発揮

《今後の方向性》

① 総合調整機能の発揮

- ・DV対策の中核機関として、専門的な支援を必要とする事案や複合的な課題を抱えた事案への対応等において、市町や関係機関に対する助言や支援等を行います。
- ・関係機関が共通理解のもとに連携した対応が図れるよう策定した「配偶者からの暴力(DV)に対する関係機関対応マニュアル」について、関係機関等の意見を踏まえながら適時適切に改訂し、有効活用を図ります。
- ・各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務を行う相談員等に対し、経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。(再掲)
- ・相談員等の「代理受傷」や「バーンアウト(燃え尽き)状態」などの精神的負担を軽減するため、メンタルヘルスケアに係る研修内容の充実を図るとともに、DV相談対応機関の管理者を対象とした相談員等の心理的ケアに関する研修等を実施します。(再掲)
- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けて、国、県、関係機関等の研修に関する情報を収集し、相談員等に提供します。(再掲)
- ・DV対策に関する国の動きや各種データなどの情報を収集し、市町や関係機関、民間支援団体に対し提供を行います。

施策の展開(2) 関係機関との連携強化

《今後の方向性》

① 配偶者暴力防止対策ネットワーク会議等による連携の強化

- ・関係機関で組織する「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」や「栃木県DV被害者対策連絡会議」等を定期的に開催し、支援に係る情報の共有化と相互の連携強化を

図ります。

② その他の関係機関との連携の強化

- ・医療関係者、民生委員・児童委員、保育施設・学校関係者、DV被害者等地域支援センター等に対し、様々な機会を活用して、相談、保護、自立支援、保護命令制度等のDV対策に関する情報について周知・啓発し、一層の理解と協力を図り、連携強化を図ります。

③ 他県との連携推進

- ・県域を越えた被害者の送り出しや受け入れ等を円滑に進めるため、他県との情報交換や連携強化に努めます。

施策の展開(3) 児童虐待対応機関との連携強化

《今後の方向性》

① 児童相談所や市町との連携

- ・子どもの様子や児童虐待の発見から被害者の発見、通報・保護につなげるため、児童相談所や市町の児童虐待対応担当のDVに関する理解促進と連携を図ります。
- ・DV、児童虐待両方の観点から発見、通報・保護につなげるため、とちぎ男女共同参画センターと児童相談所の情報交換や、被害者や同伴児の保護及び支援にかかる協議を行うことにより、相互理解と連携強化を図ります。
- ・同伴児のいる被害者の支援に当たり、市町の児童虐待担当と連携を図りながら対応します。

② DV対応機関の要保護児童対策地域協議会との連携強化

- ・市町のDV対策担当が要保護児童対策地域協議会に参画するよう働きかけを行い、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化を図ります。
- ・とちぎ男女共同参画センターは市町の要保護児童対策地域協議会との連携強化に努めます。

施策の展開(4) 市町への支援

《今後の方向性》

① 計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置への支援

- ・市町に対し基本計画の策定や改定に係る情報提供や助言等を行います。
- ・配偶者暴力相談支援センターを設置しようとする市町に対し、設置の際の手続支援や、業務運営に必要な情報・ノウハウの提供などを行います。(再掲)

② 身近な地域での相談体制の整備

- ・相談窓口や相談員の設置・拡充、庁内におけるDV防止・支援体制の強化が図られるよう情報提供や助言等を行います。
- ・災害発生時、市町の避難所においてDVや性暴力等の被害防止のための注意喚起や相談窓口の周知を支援するとともに、被害者が避難していることを想定し、避難者名簿管理の徹底について周知を行います。

③ 相談員等の資質向上に向けた支援

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、各機関で被害者等からの相談や自立支援の業務

を行う相談員等に対し、その経験年数に応じた基礎的な研修や専門研修を実施し、被害者の意向や状況、処理困難な事案等に的確に対応できるよう、相談員等の資質の向上に努めます。（再掲）

- ・様々な問題を抱える被害者からの相談支援に必要な幅広い知識の習得に向けた研修に関する情報を収集し、提供を行います。（再掲）

施策の展開(5) 民間支援団体との連携・協働の推進

《今後の方向性》

① 民間支援団体との連携・協働の推進

- ・啓発、相談、一時保護、自立支援等において、それぞれの民間支援団体の特性等を踏まえた事業を委託することにより連携・協働を図ります。
- ・被害者の保護や支援を効果的に行えるよう「栃木県配偶者暴力防止対策ネットワーク会議」や各種研修において情報交換や事例検討等を行います。
- ・とちぎ男女共同参画センターは、必要に応じ、民間支援団体と定期的に意見交換や調整を行うなど情報を共有し、連携に努めます。
- ・民間支援団体の豊富な経験や専門性を自立支援業務に生かすため、とちぎ男女共同参画センターが実施する研修の外部講師として招請するなど、連携・協働を図ります。
- ・民間支援団体と連携・協働を進めるに当たっては、民間支援団体の安定した運営や人材育成等にも配慮します。
- ・官民連携による支援の充実のため、国等が発出する通知等について、民間支援団体に対して速やかな提供に努めます。

施策の展開(6) 苦情等への適切かつ迅速な対応

《今後の方向性》

① 苦情等への適切かつ迅速な対応

- ・とちぎ男女共同参画センターにおいて、苦情等に対し適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて業務改善を実施します。